

薪ストーブおよび木質ペレットストーブの購入費用を助成します

亀岡市では森林の整備および木質エネルギー化を促進し、低炭素社会を実現するため、薪ストーブまたは木質ペレットストーブの購入・設置に係る費用を助成します。

内 容 新規で購入・設置する

場合に金額の3分の1以内、上限20万円まで補助

対 象 ① 亀岡市内に住所を置いている個人または今後住所を置くことが確実である個人
 ② 亀岡市内に事務所を所有する個人・法人または今後事務所を置くことが確実である個人・法人
 ※個人が設置する場合は、住居

として使用するまたはする予定である建物に限ります。

※既に設置された薪ストーブおよび木質ペレットストーブは助成対象外となります。

問 市役所3階農林振興課
TEL25-5094、FAX25-4400
 （農林振興課）

マイナンバー制度「情報連携」の本格運用を開始しました。
 ～申請手続に必要な添付書類が一部省略できます。～



マイナンバー制度による情報連携の本格運用を、11月13日(月)から開始しました。

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、これまで市民の皆さんが行政の各種手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。

現在、書類添付が省略できる手続で主要なものは次のとおりです。その他の省略可能な手続などについては、各担当課に問い合わせてください。なお、省略可能な書類は、来年度以降順次拡大する予定です。

申請手続	省略可能な書類	担当課 (電話)
生活保護の申請	課税証明書	市役所 1 階 地域福祉課 (TEL25-5030)
	雇用保険受給資格者証	
	児童扶養手当証書	
	特別児童扶養手当証書	
特別児童扶養手当の支給の申請	住民票	市役所 1 階 障害福祉課 (TEL25-5031)
	課税証明書	
障害者・児に対する医療費助成の申請	住民票	
	課税証明書	
	生活保護受給証明書	
予防接種による健康被害救済給付の請求	住民票	市役所 1 階 健康増進課 (TEL25-5004)
	課税証明書	
児童手当の申請	課税証明書	こども未来課 (保健センター内) (TEL25-5027)
児童扶養手当の申請	住民票	
	課税証明書	
	特別児童扶養手当証書	
保育園や幼稚園などの利用に当たっての支給認定の申請	生活保護受給証明書	保育課 (保健センター内) (TEL25-5028)
	児童扶養手当証書	
	特別児童扶養手当証書	

※ただし、申請窓口が同じでも制度が異なる場合(マイナンバーを利用しない事務の場合)は、添付書類の提出が必要となる場合があります。

※なお、マイナンバーを用いる事務手続においては申請時などにマイナンバーの記載をお願いいたします。その際、マイナンバーカードで本人確認と番号確認をさせていただきます。まだマイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カードと、運転免許証などの本人確認ができる書類の提示をお願いします。

●マイナンバーカードをまだお持ちでない人は、ぜひ取得してください。●

(企画調整課)

インフルエンザの感染を予防しましょう
 ～うがい、手洗いを行う、睡眠、栄養をとる 室内は適度な温度と湿度を保つ～